令和８年度　三木町会計年度任用職員（令和９年４月採用）募集要項

令和８年 10 月
三　木　町

１　申込受付期間　令和８年 10 月 30 日(金)～令和８年 11 月 20 日(金)
午前８時 30 分～午後５時 15 分（役場開庁日）

２　職種、募集人員、職務内容

職　種	募集人員	職務内容
保育教諭補助	若干名	一時預かり事業及び子育て支援センター業務を主として、三木町立こども園の保育教諭とともに、教育・保育に係る業務を行う。

３　応募資格

①　幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を有する者または令和９年３月末日までに取得見込みの者

②　次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア　拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　三木町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ　外国籍であって在留資格で就労等が制限されている者

４　勤務条件等

（１）任用期間　令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日
※勤務状況等により再度任用する場合があります。（最高２回まで）
※なお、任用後１か月間は試用期間です。

（２）勤務場所　三木町立ししの子こども園及び三木町立みきの子こども園
必要に応じて両方の施設で勤務していただく可能性があります。

（３）勤務時間　原則月曜日～土曜日の午前７時 30 分～午後９時 00 分のうち
所属長が指示する時間　※勤務時間　１週間に 15 時間まで
休憩時間　１日６時間を超えて勤務した場合 45 分、８時間を超えて勤務した場合 60 分

（４）報　　酬　時給　1,362 円

（５）通勤費　通勤距離が片道２キロメートル以上の場合に町の基準により支給します。

（６）災害補償　労災保険あり

（７）そ の 他　地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。
本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ採用選考過程において、採用試験申込書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

5　選考方法

書類選考及び集団面接試験

○　面接試験の日程

期日：令和８年 11 月 24 日(火)から 12 月１日(火)のうちいずれか

午前９時 00 分～午後５時 00 分の間（日時は後日お知らせします。）

場所：三木町役場　会議室棟　※役場庁舎西側の建物です。

(住所：香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地)

※選考結果は受験者全員に郵送でお知らせします。

6　採用方法

- 選考に合格した方は保育教諭補助名簿に登載され、所属長の指示した日時に勤務していただきます。
- 保育教諭補助名簿の有効期間は、令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日とします。

7　申込方法

①　提出書類

○幼稚園教諭免許状の写し及び保育士証の写し

○採用試験申込書

（役場教育総務課で配布したもの、又は三木町ホームページからダウンロードしたものに必要事項を記入し、指定サイズの写真を１枚貼り付け、提出してください。）

※A4 両面印刷で提出をお願いします。

○受験票返信用封筒（長形３号封筒・宛先記入・110 円分切手貼付）

②　提出方法等

◆ 提出期間　　令和８年 10 月 30 日（金）～令和８年 11 月 20 日（金）

午前８時 30 分～午後５時 15 分（役場開庁日）

◆ 提出方法

○ 教育総務課へ持参

○ 郵送（令和８年 11 月 20 日（金）必着）

申込封筒の表に「会計年度任用職員採用申込」と朱書きし、「簡易書留」で上記の提出書類を郵送してください。

◆ 提 出 先　　三木町役場教育総務課学務係（役場本庁舎２階）

〒761-0692　香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

℡　087-891-3313

なお、提出書類はお返しできません。

※注意

採用試験に申し込んだにも関わらず、令和８年 11 月 20 日(金)までに採用面接日時についての通知がない場合は、三木町役場教育総務課に必ず照会してください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定

による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。